

紛争解決手段としての「調停」とは

－日本商事仲裁協会（JCAA）の新調停規則案のご紹介－

講 師： JCAA 仲裁・調停担当業務執行理事 道垣内 正人

日 時： 2019年11月5日（火）16:00～17:30（15:30開場）

会 場： 大阪商工会議所 5階 502号会議室

参加費： 無料

主催：一般社団法人 日本商事仲裁協会（JCAA）大阪事務所

共催：大阪商工会議所

後援：公益社団法人 日本仲裁人協会（JAA）関西支部

■開催要領

1. テーマ： 紛争解決手段としての「調停」とは -日本商事仲裁協会（JCAA）の新調停規則案のご紹介-
2. 日 時： 2019年11月5日（火）16:00～17:30（15:30開場）
3. 会 場： 大阪商工会議所 5階 502号会議室
（大阪府中央区本町橋2-8：堺筋本町駅、谷町四丁目駅から徒歩7分）
4. 講 師： JCAA 仲裁・調停担当業務執行理事 道垣内 正人
5. 参加費： 無料
6. 定 員： 50名（先着順）
7. 申込方法： JCAAウェブサイトからお申込みいただくか、裏面参加申込書にご記入の上、FAX又は電子メールにてお申込みください。電話によるお申込みは受け付けておりません。お申込みの確認ができ次第、受講票を添付メールにてお送り致します。
8. 問合せ先： 一般社団法人 日本商事仲裁協会 大阪事務所
〒540-0029
大阪府中央区本町橋2番8号 大阪商工会議所ビル5階
Tel：06-6944-6164
Fax：06-6946-8865
E-mail：osaka@jcaa.or.jp

セミナーの内容

国際・国内取引を問わず、紛争の解決手段として「調停」＝「中立的な第三者を介して当事者が話し合いで紛争を解決する手段」にも近年注目度が高まっています。その理由の一つは、第三者が最終的に強制力のある判断を下すことが求められる仲裁や裁判に比べて、調停は話し合いが円滑に進めば、より早く安く紛争を解決することができる手段であるからです。

JCAAは、当事者にとってより魅力ある調停サービスを利用者の皆様に提供するため、現在調停規則の改正を検討しております。

本セミナーでは調停制度の基本について概説した上で、JCAAの新調停規則案のご紹介を致します。

プログラム：

講師： 道垣内 正人（どうがうち まさと）

現職： 一般社団法人日本商事仲裁協会

特定業務執行理事（仲裁・調停担当）

早稲田大学教授・東京大学名誉教授・弁護士

主な著書：

『自分で考えるちょっと違った法学入門』、『国際私法入門』、『ポイント国際私法・総論』、『ポイント国際私法・各論』（以上、有斐閣）、『ハーグ国際裁判管轄条約』、『国際契約実務のための予防法学： 準拠法・裁判管轄・仲裁条項』（以上、商事法務）

- 1. 調停制度の概要
- 2. JCAA の新調停規則案
- 3. 質疑応答

一般社団法人 日本商事仲裁協会

1953年に日本商工会議所を母体として設立された常設商事仲裁機関です。国内及び国際商事紛争に関する仲裁及び調停サービスを提供しています。特に国際商事仲裁に関しては、豊富な経験と実績を有しています。仲裁には「非公開性」、「手続の柔軟性」、「迅速性」等のメリットがあります。また、国際的に見れば、裁判とは異なり、150ヶ国以上の国が締約国となっているニューヨーク条約（外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約）が存在し、仲裁判断の承認・執行が同条約によって一定の要件のもとに保証されています。詳しくは、当協会ホームページ（www.jcaa.or.jp）をご覧ください。

JCAA 調停セミナー（2019年11月5日）参加申込書

送付先： 一般社団法人 日本商事仲裁協会 大阪事務所 行

FAX:06-6946-8865 / 電子メール: osaka@jcaa.or.jp

受講をご希望される方は、このまま FAX 又は電子メールでお申込みください。

会社・団体・事務所名： _____

住所： 〒 _____

TEL 番号： _____ 電子メールアドレス： _____

参加者名	所属部課名

※ ご記入いただいた情報は、当日の参加者名簿に掲載する他、当協会からの各種連絡・情報提供以外の目的に利用することはございません。